

平成25年12月17日

◎梶原委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10時05分開会)

本日の審議ですが、少し順番を入れかえまして、まずは先ほど趣旨説明を受けました請願について行いたいと思います。

最初に、請第1の1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願」についてでございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 それでは朗読させていただきます。

請第1の1号、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について。

小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

要旨、日本国憲法・子どもの権利条約を教育現場に生かし、教育の条理に基づいて、一人一人の子供たちに豊かな学力を保障し、可能性を伸ばす教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・国民の心からの願いである。

高知県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」も学校現場では効果を上げている。それだけに他学年への拡大と、より一層の進捗が望まれる。県独自の返還猶予型の奨学金制度も始まったが、高校の学区が全県一区になったこともあり、通学費等の保護者負担が増加している例も見られる。小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。

ついでに、学校統廃合が進んでいる高知県で「地域文化の中心」たる学校を守りつつ、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性を育む教育を進めるため、さまざまな課題解決を目指して、次の事項を請願する。

1、学校徴収金を含め教育費の保護者負担をさらに軽減するために、学校予算を一層増額すること。

2、現在行われている県独自の小学校1・2年生・中学校1年生の30人、小学校3・4年生の35人以下学級を維持するとともに、小学校5・6年生と中学校2・3年生についても改善を行うこと。また、国の責任で少人数学級をより一層実現するよう、働きかけること。

3、複式学級定数の改善をさらに進めること。特に、県独自で行われている小学校1年生の単式化の継続や、子供にも負担の大きい飛び複式学級の解消を進めること。また、複式学級基準の引き下げを国に働きかけること。

4、全ての子供が安心して教育を受けられるように、奨学金制度を受けられる基準を緩和すること。また、国に対して給付制奨学金制度の創設を働きかけること。

5、所得制限のない高校授業料無償化の継続を国に要望するとともに、県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を県として全県に拡大するなど拡充すること。

6、危機管理文化厚生委員会所管分であります。

7、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に働きかけること。また、障害のある全ての子供たちの教育を充実させるため、高知市内に寄宿舎のある特別支援学校を設置するなど、特別支援学校の過大・過密を解消すること。

請願者、高知市丸ノ内2丁目1の10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表、棚野美佳ほか1万343人。

紹介議員、塚地佐智議員、岡本和也議員、中根佐知議員、吉良富彦議員、米田稔議員、坂本茂雄議員、田村輝雄議員。

受理年月日、平成25年12月11日。

以上です。

◎梶原委員長 それでは、順次、関係課からの参考説明を求めます。

〈小中学校課〉

◎梶原委員長 まずは、小中学校課から説明を求めたいと思います。

◎永野参事兼小中学校課長 私どもが担当いたします請願項目は2と3でございますので、続けて御説明させていただきます。

まず、2の県独自の小学校1・2年生、また中学校1年生の30人少人数学級を維持するという項目でございますけれども、本県では平成16年度から1・2年生30人、それから3・4年生は35人学級の編制を取り入れ、少人数での学級編制の研究を進め、きめ細かな対応のできる学級経営、学校経営を支援してまいりました。

これは今後も続けてまいりたいということで、県の財政当局にもお願いをしているところです。ただ、県の財政需要の状況を考えた場合、県単独でこれ以上の拡充を図っていくことは非常に困難であるというふうに捉えております。

また、国への働きかけでございますけれども、文部科学省は「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」とし、平成26年度から平成32年度までの7年間で36人以上学級の解消の実現を図るために必要な加配定数を財政当局に要求しておりますので、私どもも今後この国の動きを注視してまいりたいと考えております。

続きまして、3の項目でございます。

複式学級の定数改善ということでございますが、私ども小学校1年生の複式学級の解消を図るために、県単独の財源確保や教員の配置ということをしなくてはなりません。複式学級を有する小学校の多い本県の現状においては、県の財政状況を考えた場合には、全ての小学校1年生の複式を解消することは非常に困難であると考えておりますが、ただ極めて小規模の複式を有する学校等につきましては、私どもの定数の中でやりくりをさせてい

ただき、配置もさせていただいているところでございます。

それから、国の動向でございますけれども、複式学級の基準の引き下げの動きにつきましては、2の項目で申し上げましたような文部科学省の動きも踏まえ、私どもも国の動きをよく見ながら財政当局にも要求してまいりますけれども、複式学級の基準の引き下げということに限っては、国のほうも念頭がないということでございますので、この点十分頭に置いて、定数の改善ということを研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〈高等学校課〉

◎梶原委員長 続きまして、高等学校課から説明を求めたいと思います。

◎藤中高等学校課長 請願項目1・4・5の項目が高等学校課の担当でございますので、1・4・5と続けて御説明させていただきます。

まず、1の学校徴収金を含め教育費の保護者負担をさらに軽減するために、学校予算を一層増額することでございますが、県立学校において、教材費等学校運営費につきましては、本年度予算より保護者負担の軽減という視点から、保護者負担のものと公費負担のものを整理した中で予算を確保できるように努めてまいりました。

県立学校において、児童生徒が学習に集中して取り組むことができるようになるための教育環境の整備として、今後全ての県立学校に順次空調設備を整備していくこととしました。また、PTAが設置及びリース契約をした12校につきましても、今年度から県の負担で整備することとしております。

今後も公費で負担すべき経費については、予算の確保ができるよう努力するとともに、保護者負担の軽減に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4の全ての子供が安心して教育を受けられるように、奨学金制度を受けられる基準を緩和すること。また国に対して給付制奨学金制度の創設を働きかけることでございますが、現在、高知県において、高等学校等奨学金については、平成22年度から貸与金額を公立の場合であれば1万8,000円または2万3,000円から選択できるような形にし、貸与の条件から成績要件の撤廃や収入基準額の緩和を行うなど、より利用しやすい制度への拡充を行ってまいりました。

さらに、奨学金をより利用しやすく、また返還についても安心して計画的に返還できるようにするため、経済的な理由により奨学金を返還することは困難であると認められた場合に、奨学金の返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を平成25年1月から導入し、平成24年度以降に奨学金を新規または継続して貸与を受ける奨学生については、一定の収入が得られるまでは猶予することができるようになりました。

また、平成25年11月27日、国において高等学校等就学支援金についての新しい制度が可決成立し、この制度によって生み出された財源を活用し、低所得者を支援するための就学

のための給付金制度が創設され、国の平成26年度当初予算に組み込まれると聞いております。この給付金制度の創設によって、全ての子供が安心して教育を受けられるようになることがより期待できると考えております。

5の所得制限のない高校授業料無償化の継続を国に要望するとともに、県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を県として全県に拡大するなど、拡充することですが、先ほども御説明しましたが、平成25年11月27日に国において可決成立した新しい高等学校授業料無償化における制度については、無償化前から授業料が全額免除されている低所得者には恩恵が届かず、低所得者にとって授業料以外の教育費が依然として大きな負担になっていることや、私立高校では就学支援金が支給されても授業料の一部負担が残っているなどの課題に対応するため、所得制限を設けることで生み出された財源を活用し、低所得者支援のための給付型奨学金の創設や私公間の格差の縮小のための私立高校生対象の就学支援金の加算の増額などを行い、実質的な教育の機会均等の実現を図ろうとするもので、現行の高校授業料無償化制度と比べ、より課題を解決できる制度と受けとめております。

平成26年4月からこの制度の円滑な実施ができるよう、保護者や学校現場の負担軽減を含めてより実態に合った事務が行われるように、今後とも国に対して積極的に要望してまいります。

また、現在、市町村が行っております高等学校への就学を保障する支援については、通学に関する保護者の負担軽減といった視点から、あるいは地元の高等学校への進学により促進という視点、あるいは統廃合により遠距離の高等学校に通学する生徒に対する通学支援等、いろいろな形での支援を各市町村がそれぞれの目的に応じて行っているところでございます。

本県におきましても、高等学校の統廃合により通学距離が延び、就学が困難な状況となる生徒に対しては、通学費の負担を軽減するために高知県県立高校通学支援奨学金制度を設けており、今後も現在行っております奨学金制度により支援を継続することで対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〈特別支援教育課〉

◎梶原委員長 続きまして、特別支援教育課の説明を求めたいと思います。

◎川村特別支援教育課長 それでは、請願項目7につきまして御説明申し上げます。

まず一つ目の特別支援学校の設置基準をつくるよう国に働きかけることとでございますが、特別支援学校の設置基準が策定されていないことは承知しておりますけれども、特別支援学校の整備に当たりましては、国が示しております特別支援学校施設整備指針、また特別支援学校の在籍児童生徒等の増加に伴う大規模化・狭隘化への対応についての通知、こ

の二つに留意しつつ地域の実情に沿って教育環境の充実を図ってまいりました。

したがいまして、特別支援学校の設置基準をつくるよう国に働きかけるということについては考えてはおりません。

次に、高知市内に寄宿舎のある特別支援学校を設置することですが、特別支援学校に在籍する知的障害のある児童生徒数が増加傾向にあり、全国的な課題になっております。学校の狭隘化につきましては、本県においても、高知市を校区に含む知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあり、そういった狭隘化ということが課題になっておりました。

そこで、できるだけ身近な地域の学校に就学できることや学校の規模の適正化を図ることなどを狙いとし、高知県立特別支援学校再編計画第一次を策定いたしました。

これに基づき、平成23年度に山田養護学校と日高養護学校にそれぞれの分校を設置し、開校をしております。これにより、山田、日高両本校に在籍する児童生徒数は平成23年度から減少しております。

このように、高知市を校区に含む知的障害特別支援学校は平成23年度に新たに1校が開校しており、現在国公立を含めて5校ございます。そのうちの県立2校につきましては寄宿舎も併設されております。

したがいまして、新たに寄宿舎のある知的障害特別支援学校を高知市内に設置することにつきましては、特別支援学校の児童生徒数の推移は今後も注意深く見守っていかねばなりませんけれども、現段階では新たな設置ということについては考えておりません。

以上でございます。

◎梶原委員長 それでは質疑を行います。

◎米田委員 一つは、平成16年から県独自で、小学校1年生・2年生30人学級ということで頑張っておられるというふうにあります。教育効果も上がっているということからして、少人数学級を促進する必要があるというふうには思いますが、そういう県単で制度化されたけれども、例えば5年生・6年生そして中2になると一気に児童数がふえ、そこにまた新たな困難があるわけです。そういう状況については十分熟知されていると思いますが、そういう現場からして、拡充していく必要があると思いますけど、そのことについての認識をお聞きします。それと、国が平成26年度からということで、国の動きを注視していくということですけど、やはり働きかけをして、国の制度も含めてできるだけ早期にそういうことをすべきだと思いますが、そこらの認識について、教育長にお聞きします。

◎中澤教育長 きょうも今やっていますけど、例えばいじめ問題とか、学校にさまざまな新しいニーズが出てきておりますので、そういうものに対応するためには、今で言う少人数学級化がされていない小学校5・6年生や中学校2・3年生も現在よりも、もう少し少

人数のほうが望ましいとは思っております。

しかしながら、今の高知県の財政状況の中で、高知県教育委員会がっております県独自の対策は、全国的に見ても物すごく対応をしておるつもりでございます。これ以上、県単独で実施することは困難だというふうに考えています。

したがいまして、文科省が35人学級の拡充を財政当局に要望しておりますので、私どもはそれを例えば全国教育長協議会などを通じて一緒になって支援するというスタンスに立っております。

◎米田委員 気持ちはよくわかりますが、教育委員会の側から、財政が困難だということ言い切るのではなくて、国も文科省から財政当局に要請しているわけですから、最終決定で進むかどうかはまだ未知数なわけで、そういう点ではほんとに子供や学校現場の立場に立った働きかけは、県の中で財政当局への要請も含めて、やはり十分慎重に検討しないといけないと思います。そのために教育行政があるわけですから。

◎中澤教育長 子供に対して多くの教員により対応するというのは少人数学級をつくることだけではありません。つまり、別途加配教員もあります。T Tをしたり習熟度別学習をしたり、そういうような対応もございます。

そういう意味で、35人学級はできていないけれども、それぞれの人数に応じて加配教員を活用し、よりきめ細かな教育ができるような体制をとっております。そのために、国のほうは35人学級ではなくてもさまざまな加配教員の枠が別途ありますので、そういうものを活用しながらやっておるということでございます。

県教育委員会としても、財政当局にもっと要望すべきではないかというお話がございましたけれども、私もバランス感覚のある人間であるつもりです。物すごく対応しておるつもりでございます。これ以上はなかなか無理で、現行の中で教育委員会としてできる努力をしていくべきだというふうに考えております。

◎米田委員 そのほかの加配教員とかは、それはそれで必要なことですから、それを全く否定しているわけではないです。ただしかし、一つのクラスの運営が基礎単位ですから、そこを改善しながら、加配も含めて改善していくということを中心的な改善方法として考えていってほしいというふうに思います。これは意見です。

それと、給付制の奨学金制度は、国も必要だということで無償化をいろいろやったりやめたりしているわけですけど、中身としてはその方向性はまだ十分確定できていないですかね。

◎中澤教育長 現在、国から聞いておりますのは、低所得者に対して給付型の奨学金制度を設ける。それから私立学校の生徒に対して、現在は家計の経済的状況に応じて授業料の財政支援がありますけれども、これをもっとふやしていくという方向にあるというふうに承知しております。

◎**梶原委員長** 米田委員、答弁を担当課長に求めるのか、教育長に求めるのか、できたら言っていただければありがたいです。

◎**米田委員** わかりました。

例えば、平成26年度からそういう制度設計まで進んでいるかどうかということについては、課長どうですか。

◎**藤中高等学校課長** 給付型の奨学金制度につきましては、先ほども御説明しましたように、平成26年度当初予算に補助事業という形で組み込まれるというふうに聞いておりますので、現在国のほうは最終の予算確保に向けて調整を行っている。年明けぐらいには、その全体像が見えてくると思いますので、そういったものについては教育委員会としても注視しながらできるだけ情報を流していきたい。それで、準備を進めていきたいというふうに考えております。

◎**米田委員** 高校もそうですけど、エアコンの設置も公的にやるとか、奨学金の返済も猶予制度を全国に先駆けてつくるとか非常に努力はされていると思います。やはり県民の皆さんの思いに応じて、教育長を先頭に頑張ってもらわれているわけですけど、もう一つ、通学費の助成の問題で、県下の市町村で地元の高校へ入ってもらいたいとかいろいろありますけど、地元の市町村の中ではそういう全ての子供の教育が保障されるようにという立場で、そういう制度をつくられてる市町村が幾つかありますよね。その実態と、奨学金も返済しないといけませんので奨学金ということではなくて、そういう制度について検討されたことはないのか、また今後そういうつもりはないのかについて、課長にお聞きします。

◎**藤中高等学校課長** 先ほども御説明しましたように、各市町村で高校生への就学支援という意味では、通学費への補助とか進学促進、それから統廃合による遠距離への通学の支援など細かく幾つかの市町村で、例えば土佐市とかいの町とか、いろいろな形で支援はしていただいています。

統廃合の部分については、もう既に県としても通学支援の奨学金制度を用意しておりますので、その対応でやっていきます。また、地元の高等学校へ生徒がより通えるような状況をつくるという部分については、県としてはその学校を魅力的な学校にして生徒たちが集まってくるといった状況をつくるのが最優先ではないかと思っております。

そういった意味で、昨日も御説明しました再編振興計画というものを現在作成中でございますけれども、まず各学校の魅力を図り、そして子供たちが集まってくるような状況をつくっていく。それからその支援につきましては、まず国が給付型の奨学金というようなものを創設しようとしておりますので、そういったものを活用することから始めていくことにより、状況を検証しながら、どういう形で支援していけるのかを考えていくことが、これからの方向ではないかというふうに思っております。

◎**米田委員** なお、市町村のそういう取り組みとかも見ながら、ぜひ県としてもそういう

検証を急いで強めていただきたいと思います。

◎中澤教育長 市町村は市町村の戦略に基づいて、例えば独自に奨学金制度をつくっております。ですから、例えば自分のところの市町村にある高等学校に自分のところの生徒が進学できるようとか、あるいは自分のところの市町村の教育を支援するという意味でやられるところもあります。それぞれまちまちでございますが、それはそれぞれの市町村の地域戦略でございます。それについて県のほうがどうこうするつもりはございません。

それから、例えばもしとにかく経済的負担を軽減するために通学費の支援をするという制度を設けたとしたら、過疎地域の子供たちがより遠くの学校に行きやすくなります。そうすると、それは地域戦略に反することにもなります。そういったさまざまな要因がありますので、県としてはそういうことをやるつもりはございません。

◎米田委員 そうは言っても、事実上全県一区になって、実際に負担しながら通っている子の話をしているわけで、その地域から出ていくかどうかは別にして、それを促進するとかいう意味ではなくて、もう少し実態を見て分析もして、市町村の支援が役立っているのか、教育の機会均等に役立っているのか、そういうことを含めて分析しないといけないのではないですか。

◎中澤教育長 我々は一定評価しておりまして、現在、先ほど申し上げたような判断をいたしているところでございます。

◎米田委員 次に、特別支援のほうですけど、文科省の調査で教室不足とかいう調査をしたと思いますが、高知県の場合、幾つで報告していますか。

◎川村特別支援教育課長 報告につきましては、普通教室15となっております。山田養護学校、日高養護学校につきましては、不足数が今年度はゼロということでございます。あと県立につきましては、中村養護学校が複数の障害に対応する学校となりましたので、肢体不自由のお子さんが今後入ってこられると6ほど必要になってくるというような報告も上がってきております。

◎米田委員 文科省の調査で、全国的に教室不足ということで調べて4,300ぐらいあって、そのとき高知県は36ぐらいというふうに文科省へ報告されているというふうに聞いていますけど、その数字はどうなっていますか。

◎川村特別支援教育課長 恐らく昨年度の数値ではないかと思えます。今年度また新たに調査をしておりますので、現在のところ普通教室は15という報告が上がっております。高知市立養護学校も含めてでございます。

◎西森（潮） 委員長、米田委員は紹介議員になっているわけですから、内容がわかって出しているわけでしょう。一つ一つ質問しているけど。

◎米田委員 紹介議員として責任を持つために、今報告のあったことに対して質問しているわけです。

◎**梶原委員長** 先ほど受けた参考説明に対する担当課への質疑ですので、質問を続けていただきたいとは思いますが、できるだけ簡潔にまとめていただきますようお願いいたします。

◎**米田委員** 普通教室が15で、特別教室もあると思いますけど、どうですか。

◎**川村特別支援教育課長** 特別教室は15となっております。

◎**米田委員** 法律上は各小・中・高に設置基準があるのに、特別支援学校については施設の整備基準はあるけど、設置基準を決めると言いながらないわけで、そういう点からしても、子供たちや父母が設置基準をつくって、特別支援教育にふさわしい設備の整備、学校設置というふうに求めていますし、教室不足は大変な社会問題になっており、教育新聞もそれからNHKもそういう報道をしています。その根源には特別支援教育に設置基準がないということが言われているわけですから、求める気はないというふうなことではなくてもう少し誠実に検討してもらいたいと思いますけど、どうですか。

◎**川村特別支援教育課長** 先ほど申し上げましたように、国のほうから特別支援学校施設整備指針、それから、もう一つ通知として、特別支援学校の児童生徒の増加に伴う大規模化・狭隘化への対応についてという通知が出ております。この二つにより、現在対応も行っておるところです。

まず、通知は、必要に応じて特別支援学校の適切な施設整備に努めなさいということ、それからそれにつきましては国庫補助、あるいは関連して相談窓口も設置しますということで、相談があれば対応いたしますというような通知でございます。

それから、整備指針は、それぞれの障害種別に応じて学校を設置する際の非常に細かい配慮点が事細かに載っておるものでございます。例えば知的障害のお子さんの教室であれば、手を洗う水道とかあるいはロッカーを備えつけて日常生活の指導をしっかりとできるようにしなさいとか、あるいは不安定になったお子さんに対して、少しクールダウンできるような教室も構える必要があるとか、そういった事細かな配慮点が載っておりますので、この二つによって設置を進めれば十分な対応ができるというふうに考えております。

◎**梶原委員長** よろしいですか。それでは質疑を終わります。

次に、請第2の1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎**書記** それでは、朗読させていただきます。

請第2の1号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について。

幼保支援課。

要旨、私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べ

て、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、父母・保護者の切実な要求となっている。

については、次の事項が実現されるよう請願する。

1、経常費助成の県加算額を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。

2、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1の10、高知私学助成をすすめる会、会長、平野由朗ほか5万5,935人。

紹介議員、塚地佐智議員、岡本和也議員、中根佐知議員、吉良富彦議員、米田稔議員、坂本茂雄議員、田村輝雄議員。

受理年月日、平成25年12月11日。

以上です。

◎梶原委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎梶原委員長 幼保支援課の説明を求めたいと思います。

◎原幼保支援課長 まず、1の経常費助成への加算について御説明いたします。

幼稚園に対する運営費の助成につきましては、国において毎年度見直しが行われておりますが国庫補助単価と地方交付税単価を足し合わせた金額をもとに助成しており、特別な加算は行っておりません。ただ、これとは別に、預かり保育を実施している幼稚園や特別な支援を必要とする子供が就園している幼稚園に対し、助成を行っております。

また、この特別な支援を必要とする子供が通園している施設への助成につきましては、国の補助対象が支援を要する子供の受け入れ2人以上となっていることから、県単で1人のみを受け入れている幼稚園に対する助成も行っているところです。

なお、平成27年度からスタート予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園、保育所、認定こども園が施設型給付の対象施設となり、それぞれ教育や保育に要する費用として、保護者負担金を差し引いた金額が給付される予定となっております。

そのため、国では現在、その教育や保育に要する費用をどの程度の金額に設定するかの検討が行われております。検討に当たりましては、地域において安定的かつ良質な教育・保育を提供すること、職員の配置基準など質の改善を図るなどの視点での議論もなされております。その動向を注視するとともに、必要な意見を伝えてまいりたいと考えております。

続きまして、2の保護者負担金の公私間の格差是正について御説明いたします。

公立・私立幼稚園における保護者負担金の差を是正するための事業として、就園奨励事

業がございます。この事業は、国が幼稚園就園奨励費補助金として、市町村が幼稚園の入園料や保育料の軽減を図る場合に所要経費の一部を助成するものでございます。

国の資料では、全国の私立幼稚園の平均的な年間保育料が30万8,000円、公立幼稚園が7万9,000円、その差は年額で22万9,000円となっております。国の補助制度は、例えば年収が270万円程度の保護者に対しては、私立幼稚園の場合、年額19万9,200円を支援し、公立の場合は2万円を支援する制度となっており、私立の保護者の方に対しては、公立に比べ年額17万9,200円が多く支援されております。月額に換算しますと、国の支援後の月額保育料は私立で9,100円、公立で4,900円となり、差額が4,200円となっております。

高知県の保護者負担額の実態としては、私立の平均月額保育料が2万6,900円、公立の平均が4,200円で、昨年度の就園奨励費補助金の実績としますと、公立幼稚園44人、私立幼稚園2,379人を対象に5,433万円余りの助成がなされております。

なお、当補助金に関する国の来年度予算の概算要求では、幼児教育に係る保護者負担の軽減に取り組んでいくとして、来年度は公立・私立ともに所得に関係なく2人目の子供の保護者負担を1人目の半額とすることや第3子以降については無償とする内容が要求されております。保護者の負担の軽減に向けて取り組んでおります国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎米田委員 一つは、幼稚園、小学校、中学校において、課長が説明された国の国庫補助を交付税でそれぞれ単価がありますが、高知県は国の単価からいって、大体そのとおり助成されているという理解でいいですか。

◎原幼保支援課長 はい、構いません。

◎米田委員 それと、問題は県の加算ということで、全国的な他県の状況は、国の単価に保障してさらにとりという状況があるというふうに聞いていますけど、県の加算がない都道府県はどんな状況ですか。

◎原幼保支援課長 全国的に幼稚園につきましては、ほとんどの県で加算されていないという状況であります。現在の高知県の金額の順位としますと、全国順位で34位ということになっております。

◎米田委員 小・中はどうですか。

◎原幼保支援課長 済みません、小・中については、私のほうでは把握しておりませんので、申しわけございません。

◎米田委員 そうか、所管が別やね。わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですか。それでは質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

《監査委員事務局》

◎梶原委員長 次に、監査委員事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎久保監査委員事務局長 人件費の補正予算につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料②の議案説明書の165ページをお開きください。

右の説明欄で御説明させていただきます。

職員16名の人件費、一般職の給与費698万4,000円の減額補正でございます。

減額の主な理由としましては、本年7月から実施しております給与等の特例減額措置によるものでございます。そのほかの理由としまして、人事異動による職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更などによるものでございます。

以上で説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 なければ質疑を終わります。

以上で監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎梶原委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎福島人事委員会事務局長 私どもがお願いしておりますのは補正の予算議案でございます。

お手元の資料②の議案説明書の167ページをお願いいたします。

人件費262万円を減額補正するものでございます。

補正の主な理由といたしましては、本年7月から実施しております給与等の特例減額措置に伴うものでございます。

その他の増減の理由としましては、人事異動に伴う職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更、それと時間外勤務手当の増加等によるものでございます。

私の説明は以上でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

(なし)

◎梶原委員長 なければ質疑を終わります。

以上で人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎梶原委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎**浜口議会事務局長** 議会事務局の12月補正予算について御説明させていただきます。

資料②の議案説明書の4ページをお開きください。

議会事務局は、総額3,138万3,000円の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

議会運営費の議員報酬等で2,627万2,000円の減額補正を計上しております。

これは平成25年3月議会で可決されました高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例及び6月に可決されましたこの条例の一部を改正する条例で、議員報酬月額を今年度末まで減額したことや議員の欠員による減額などによるものでございます。

次に人件費で、事務局職員分を511万1,000円の減額補正を計上しております。

人件費補正の主な理由としましては、本年7月から実施しております給与等の特例減額措置によるものでございます。

その他の減の理由としましては、共済費負担金率の変更等によるものでございます。

以上でございます。

◎**梶原委員長** 質疑を行います。

◎**坂本（茂）委員** 今回の補正には当然間に合わないと思いますけど、政務活動費が返還されましたよね。この返還分については2月補正で処理するとかいうことになるのでしょうか。返還された場合の取り扱いは、予算上どうなるのかを教えてください。

◎**岡林総務課長** 今回一般会計のほうに入ってくる形になりますので、うちのほうで、予算の中で減額ということは考えておりません。

◎**坂本（茂）委員** 歳入ということですか。

◎**岡林総務課長** はい、歳入で入ってくるということです。県のほうに収入があったということで、歳入の関係になりますので、歳出予算の減額とかいうことにはなりません。

◎**坂本（茂）委員** 歳入の増額はないですか。一般会計の歳入の増額として2月に増額補正されるということになるわけですか。

◎**浜口議会事務局長** 済みません。少し混乱いたしました。御指摘のとおり、平成25年度分の歳出は2月議会で減額補正いたします。

◎**坂本（茂）委員** 戻ってくる六百数十万円の処理はどうなりますか。

◎**浜口議会事務局長** 失礼しました。今回返ってきますものは、過年度収入という整理になります。平成25年度分については対象から外れますので、歳出は減額補正いたしますけれども、返ってきた分は過年度収入という形で処理させていただくことになります。

◎**西森（潮）委員** 政務調査費がこれだけ問題になると、この間の議運で申し上げたけど、やはり費用弁償というのを県民に理解・納得できるような方向できちんとするという事

が必要だということを申し上げておきます。これは我々議員間で協議する話になると思いますが。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局を終わります。

委員の皆さんにお諮りさせていただきます。

昨日、委員長の私のほうから教育委員会に対し、不祥事の再発防止について、当委員会より要請させていただくという旨の発言をさせていただきましたが、この件につきまして、この件につきましては前回、総務委員会として正式に要請させていただいたにもかかわらず、今回またこうして報告を受ける状況であったこと、そしてその報告を受けて委員の皆さんの質疑の状況を考えて、そういう趣旨の発言となりましたが、正式に委員の皆さんに確認をとれていなかったもので、お構いなければ当委員会として今回は口頭で再度要請させていただくという形でお構いないでしょうか。

◎西森（潮）委員 当然のことやと思います。

◎米田委員 それなら、県警本部もまた不祥事が起きているので、両方にやるということはどうでしょうか。

◎梶原委員長 そうですね。両方に対して、口頭にて要請させていただくということでもよろしいですか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議ないものと認めます。

皆さんおいでになりますので、採決の後に県警にも要請させていただきます。

採決の準備をさせていただきますので、ここで、休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

（休憩 10時57分～11時05分）

◎梶原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け審査いたしました予算議案2件、条例その他議案10件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「平成25年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県税外収入金の延滞金徴収条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第11号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第23号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第32号「平成26年度当せん金付証票の発売総額に関する議案」まで、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは、以上6件の議案を一括して採決します。

第27号議案から第32号議案まで、以上6件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第27号議案から第32号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決

しました。

次に、第49号「新南国警察署（仮称）庁舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎梶原委員長 全員挙手であります。

よって、第49号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは採決が終わりましたので、執行部は退席を願いますが、その前に、県警本部に対して当委員会として再度口頭にて不祥事の再発防止について要請をさせていただきたいと思っております。

当委員会において、非違事案防止プログラムの進行と同時に、また警察手帳の紛失という不祥事の報告を受けました。説明の中にも、ことしになって3度という県警としても異常な事態であると御説明いただきましたように、今後とも不祥事の再発防止に向けて高知県警察を挙げて取り組んでいただきますよう、当委員会から要請させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎小林本部長 御指摘の趣旨を踏まえ、一生懸命取り組みたいと思っております。引き続き御指導いただきますようよろしくお願いいたします。ほんとにどうも申しわけございませんでした。

◎梶原委員長 それでは、執行部は退席を願います。

（執行部退席）

◎梶原委員長 次に、請願について審査を行います。

請第1の1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ 執行部の説明を聞いたように、やはり改善されている部分も多くありますし、こういったことに向けて執行部もやっていくということですので、あえて請願を出さなくてもいいというふうに思います。

◎ できている部分もありましたけれども、まだまだ不十分な点も多々あります。そのことも含めながら、ぜひ請願を通していただきたいということをお願いしたいと思います。

◎ 毎年同じような内容で出てきているけど、できていることはそれはそれでいいので、できていないところを出すということにしないと、同じことを繰り返しているような気がするので、紹介議員になるときに精査して、請願者にそういう話をきちんとしてもらいたいということをお願いしておきます。

◎梶原委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1の1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

請第2の1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願」についてを議題とし、審査いたします。

御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ なし

◎梶原委員長 正場に復します。

御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2の1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎梶原委員長 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、意見書及び決議を議題といたします。

意見書案4件と決議案1件が提出をされております。

まず、「地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書(案)」が、県民クラブ、日本共産党、県政会、南風(みなみかぜ)から提出されておりますので、御手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ 皆様も御承知のように、今、非正規職員の問題が官民を問わずに問題視されている中で、特に地方自治体、本県もそうですけども、臨時・非常勤職員なくして、県行政のマンパワーは十分に果たされていないというのが現状です。

ただ、その臨時・非常勤職員においては、地方自治法の壁などがあって手当も出せない。さらには公務員ということもあって、均等・均衡待遇を求めているパート労働法などが制定されても、その趣旨が反映されないなど非常に課題が多くあります。

さらに、1年雇用になっておりますので、実際の職場では、もしその方がかわることによってうまく行政が引き継げないとか、あるいは属人的にも次の雇用がどうなるかとかいう不安を抱えながら、毎年毎年仕事をしているという状況がありますし、特に臨時職員の場合は完全にそこで一旦切られて、例えば2カ月とか空白期間を置かなければ再雇用できないとか、そんな状況になっています。

これは、地方自治法を改正することで自治体が条例で判断していけるということもありますので、ぜひここは解消して、ほんとに住民サービスを充実させるためにも、こういった趣旨で国のほうでも改正に向けて検討していただきたいということで出させてもらっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ どの職場でもほんとに臨時・非正規がふえて、私たちの身の周りの臨時職員の方も通勤手当すら出ないなど労働実態に全く合わない状況があります。だから今、国も手当の創設も含めて検討に入るといふ話も出ていますが、ぜひそれを後押しする意味でも採択をお願ひしたいといふふうに思ひます。

◎ それぞれいろいろ考え方もあつて、臨時の皆さん方の思ひもあるでしょうけど、どうして臨時とか非正規職員が出てきたかと言へば、もともと正規職員がいて、足りないものを補完すると、あくまでも補完するといふところで、臨時とか非正規といふものが、いろいろな手当とかそういったもので正規と近づくといふか、位置づけになるほうがか何かおかしな方向に行くのかなど。逆に、それだったら正規職員を1人でも2人でもふやしていくといふのが本来の筋ではないかといふふうには思ひますけども、県としても処遇改善のために賃金とか報酬の見直しとかをしているところでもあります。やはり正規職員が、拡充されていくような方向でないと、逆に非正規とか臨時の方たちが正規と同じようになっていくといふのはちょっと流れが違ふのではかなと私には思ひます。

◎ 当然基本的に、正規職員で全部対応できれば一番いいですよ。ところが、そうしないために臨時なり非常勤で、特に市町村などへ行くと、保育職員は大半が臨時・非常勤職員で対応されていますが、現場でやっていることは正規の保育士と同じことをやっています。それでも待遇が全く違ふといふようなことがあります。臨時的あるいは非常勤的な勤務でよければ、時間外なんかする必要はないですが、時間外までさせられているわけです。時間外は普通にさせておいて待遇は違ふといふのも極めて矛盾があるし、さっき〇〇委員が言われたように、どこから通つても通勤手当は支給されないと。今言われるように改善しようといふ意味では、通勤手当に見合う分を基本賃金の中へ入れるとかは、やれる自治体とやれない自治体があります。もし基本賃金へ含ませたときには、どこから通つても一律数百円といふことではやはり実態に合っていないのではないかと。それを実態に合わせるようにしていくと。ほんとが一番いいのは、短時間勤務正規職員みたくにすればきちんとできると。それも3のところ、短時間勤務職員制度の導入といふのも検討してもらいた

いというふうなことで、一気にではできなくても、〇〇委員が言われるように、全部正規職員になれば一番いいわけです。そういうふうに向けていく検討がこれからされるべきではないかなというふうに思います。

◎梶原委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「自動車取得税廃止に伴う地方税代替財源確保について軽自動車税増税を除外することを求める意見書（案）」が、自由民主党、県政会、公明党、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ 2と3の趣旨が一緒ですので、もし全会一致であれば、合体させたらよろしいかと思えます。

◎ 異議ないです。

◎ 文言は正副委員長に一任。

◎ 県民にわかりやすく、例えば標題は軽自動車税の引き上げに反対する意見書のほうがわかりやすいと思います。文言の中に、地方税の代替財源の確保にもつながっていくというような意味の文言が入っていたら、自民党の趣旨も入る。

◎ 他国に干渉されるいわれはないとか、過激な言葉は県議会としては穏当を欠く表現なので、そういうのは正副委員長で気をつけて。

◎梶原委員長 正場に復します。

当意見書及び先ほど御意見が出ました次の軽自動車税の引き上げに反対する意見書（案）が日本共産党から提出されておりますが、これをあわせて当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

次に、「特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）」が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ 不一致。

◎梶原委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「中国による防空識別権の設定の即時撤回の実現を求める決議（案）」が、自由民主党、県政会、公明党、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

決議（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。

それでは御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎ 衆参本委員会でも全会一致で決議されている中身が主な部分です。そういう点からしたときに、私たちも許される行為ではないという思いを持っていますので、ぜひ衆参決議に倣った中身にさせていただいたらというふうに思います。

例えば終わりのほうの「同盟国である云々」は、共通の価値感ということについていろんな考え方がありますので、この衆参の決議はこれを削除しています。それから、「毅然たる態度で必要なあらゆる措置を」というところは「あくまで冷静かつ毅然たる態度で必要な措置を」というふうに訂正していただければと思います。あらゆるといういろんな受けとめ方がありますので。

◎ これはやはり全会一致で上げるところに意義があらうかと思っておりますので、文言修正で皆さんがよろしかったら。

◎ 正副委員長にお任せして、全会一致でできるような形でやっていただきたいと思っております。

◎梶原委員長 それでは正場に復します。

この決議は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎梶原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、18日午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(11時22分閉会)